

(4) 愛媛県の自然環境保全のための取り組み

[1] 自然公園の管理

ア 管理体制

環境省では、地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな国立公園の現地管理体制の充実に図るため、全国に 70 の自然保護官事務所を配置し、29 の国立公園の管理を行っている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、松山自然保護官事務所及び土佐清水自然保護官事務所の所管下に置かれており、これらの事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省は全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は平成 20 年度現在で 52 名となっている。

県においても、関係市町等の協力のもとに、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和 47 年から県自然保護指導員 30 名を委嘱しており、昭和 63 年度、平成 11 年度にそれぞれ 30 名ずつ増員し、現在 90 名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

イ 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

ウ 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等 69 団体ほか個人 7 名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局 - 愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和 52 年から毎年、国立公園をはじめ県内の全ての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やゴミ持ち帰り運動の推進等各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

[2] 自然公園等の利用と施設整備

ア 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加等により、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間 480 万人以上の利用をみている。

イ 施設の整備

・自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然とのふれあいができるよう、休憩所、公衆便所、歩道、標識等を毎年計画的に整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

・長距離自然歩道（四国自然歩道「四国のみち」）

優れた自然や温かい心とのふれあいの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化等にふれながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国 4 県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備したもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋等の施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国 4 県で 123 コース、総延長 1,545.6km となっており、このうち本

県分は愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線 27 コースと四国カルストの支線 6 コースの計 33 コースで、延長は 362.5km である。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成 21 年 3 月 31 日現在 36 人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

[3] 海中公園の保護

足摺宇和海国立公園海中公園地区はサンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

[4] 自然環境に関する調査

自然環境の現況を的確に把握し、適切な保全対策を推進していくため、県では各種の調査を行っている。

ア 愛媛県レッドデータブック作成事業

平成 11 年度から 4 箇年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成 15 年 3 月に、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック（愛媛県 R D B）」を作成するとともに、その内容を一般に広く普及するために、掲載内容を県民が利用しやすいよう検索機能を持たせ、県ホームページに公開している。

このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくための基礎資料となるものである。

イ 自然環境保全基礎調査

我が国の自然環境の現況を把握するために、自然環境保全法に基づいて、環境省が都道府県等に委託しておおむね 5 年ごとに実施するもので、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれている。第 1 回は昭和 48 年度に、第 2 回は 53 年度から 54 年度まで、第 3 回は 58 年度から 62 年度まで、第 4 回は 63 年度から平成 4 年度まで、第 5 回は 5 年度から 10 年度まで、第 6 回は 11 年度から 16 年度まで実施され、平成 17 年度からは第 7 回の自然環境保全基礎調査が行われている。

一方、第 4 回までの自然環境保全基礎調査（動植物分布調査）から移行した種の多様性調査については、平成 6 年度から動植物全般について文献、標本を中心に、その存在基盤が脆弱で減少傾向にある種について現地調査によりデータの収集を行った。

平成 12 年度から 14 年度まではクマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布調査、16 年度には海産動物を中心とした御荘湾の総合生物調査、18 年度から 19 年度には里地里山における生物モニタリング調査を実施するなど、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行った。

ウ えひめ自然百選の選定

自然に対する愛着と保護意識の高揚を図ることを目的として、本県にある貴重な自然環境や特異な自然現象等のうち各市町や自然保護指導員、自然公園指導員等から推薦を受けた候補の中から「えひめ自然百選選定委員会」において 100 地点を平成 2 年度に選定した。

[5] 野生動植物の保護対策検討事業

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急な課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本指針」を策定した。

平成 17 年度からは、「愛媛県野生動植物保護推進委員会」を設置し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討しているところであり、19 年度には「愛媛県野生動植物

の多様性の保全に関する条例」を制定した。

[6] 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食する等農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物種子の拡散等自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類 309 種、獣類 49 種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの茂った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。なお、絶滅が危惧されているニホンカワウソは、近年確認されていないが、南予地方に生息している可能性もある。

ア 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成 19 年 3 月に作成した第 10 次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

・イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県下全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理によりその生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定める第 2 次イノシシ適正管理計画を平成 19 年 3 月に策定した。

同計画においては、被害が急増する以前の水準となる平成 5 年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

・鳥獣保護区の指定等

平成 19 年度においては、鳥獣保護区を、6 箇所期間更新した。

平成 20 年度 3 月末現在、鳥獣保護区 60 箇所（うち国指定 1）、特別保護地区 12 箇所（同 1）を指定している。

・鳥獣保護員の配置

平成 19 年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に 52 名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

・愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

・生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。

・ガンカモ科鳥類生息調査

毎年 1 月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。